

令和3年第6回砂川市議会臨時会

令和3年12月20日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
辻 勲議員
多比良和伸議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 12月20日
至 12月20日 1日間
- 日程第 3 議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（12名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会教育長	高橋	豊
砂川市監査委員	栗井	久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太	英樹
砂川市農業委員会会長	関尾	一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅	克己
病院事業管理者	平林	高之
総務部長兼会計管理	熊崎	一弘
総務部審議監	安原	雄二
市民部長	河原	希之
保健福祉部長	安田	貢
経済部長	中村	一久
経済部審議監	東	正人
建設部長	近藤	恭史
建設部技監	小林	哲也
病院事務局長	朝日	紀博
病院事務局次長	山田	基
病院事務局審議監	渋谷	和彦
総務課長	板垣	喬博
政策調整課長	井上	守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田	和興
指導参事	小林	晃彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形	譲
--------	----	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎	一弘
-------------	----	----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村	一久
-----------	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国	修一
事務局次長	川端	幸人
事務局主幹	山崎	敏彦
事務局係長	斉藤	亜希子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和3年第6回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び多比良和伸議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、12月20日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第10号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億8,089万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今年度の臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、2項1目児童福祉総務費で二重丸、子育て世帯等臨時特別支援事業に要する経費9,860万円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、一定の要件に合致する世帯に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業としてゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円相当の給付を行う国の方針に基づき、先行分の子供1人当たり5万円の現金給付に加え、追加分の1人当たり5万円分についてもクーポン券による給付のほか、先行分と合わせた10万円を一括して現金で給付することも自治体の判断により可能である旨が国から示されたことから、10万円を一括して現金で給付することとし、申請が不要である児童手当の受給世帯に対する年内の給付など給付金を迅速に支給するものであり、子育て世帯への臨時特別給付金9,860万円は給付金対象世帯の子供1人当たり5万円、1,972人分であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で9,860万円の補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業費の給付事業費補助金であります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第1号、一般会計補正予算についての質疑を行いたいと思います。

先ほど提案説明もあったのですが、既に12月議会において先行分としての5万円の補正予算を議会としては可決しております。ただ、私も報道等を見ていますと、岸田総理の国会答弁によって急転直下といえますか、国としては、先行分の5万円の給付と追加分の5万円相当のクーポン券の給付という方法、それから先行分の5万円の給付と追加分の現金5万円の給付、それから年内の先行分の5万円の給付と合わせて10万円の現金を一括で給付することが自治体の判断で可能ということになって、本日の臨時議会が招集されたと思いますけれども、そこで具体的にお伺いするのは、今日の臨時議会の補正予算で先ほどの提案説明では年内に一括10万円を支給するというお話で今回の補正が出ているのですが、先ほど言ったとおり、3択があったうちの砂川市は一括10万円を支給ということなので、その理由です。どうしてそこを選んだのか理由をお伺いします。

2点目は、既に先行給付分については対象者にお便りが届いているようなのです。提案された追加分の5万円、今後振込がどのように行われていくのか、その手順についてお伺

いをいたします。

3点目は、12月議会に会期内提案された子育て世帯等臨時特別支援事業に要する経費には職員手当22万6,000円、その他の経費61万円が計上されていたのですが、今回は予算書を見ると給付金のみの予算ということになっているので、この辺の事務経費とか人件費等は必要ないのかどうかをお伺いいたします。

4点目は、10万円が一括で振り込まれるとの広報です。広報はされるのか、されないのか。されるとすれば、どんな方法でされるのかをお伺いします。

5点目は、年内に振り込まれるということですが、いつ頃までに振り込まれるのかをお伺いします。

最後の6点目ですが、国の財源としては先行分の5万円は国の予備費ということになるのですが、追加分の5万円は今審議中の補正予算からだと思うのですが、国の財源措置は大丈夫なのかどうかというのを伺いして、質疑を終わります。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 子育て世帯等臨時特別支援事業に関し、ご質疑いただきました事項について順次ご答弁申し上げます。

まず、当市が現金の年内一括支給を選んだ理由についてであります。現金5万円の先行給付に加えて実施する追加分の給付につきましては、国は当初子供1人当たり5万円分のクーポンを基本とした給付を行うものとしておりましたが、開会中の臨時国会において現金10万円の一括給付についても選択肢の一つとする見解が示され、12月15日付で国からの通知において3つの給付の考え方が示されたところであります。1つ目は、先行分の5万円の現金給付と追加分の5万円相当のクーポンにより給付する。2つ目は、先行分の5万円の現金給付と追加分として5万円を現金給付する。3つ目は、先行分と合わせて10万円の現金を年内に一括給付するものであり、これについては地域の実情に応じて自治体が判断し、クーポンによる給付ではなく、現金給付を行う場合であっても何らかの条件を設け、審査を行ったり可否を判断したりすることはないとするものであります。この方針変更を受け、市としてどのような給付方式が保護者にとって最も望ましいかを検討した結果、年末年始を控え、現金を年内に一括支給する方式が保護者に最も喜んでいただけるものであり、クーポン発行を選択した場合は購入対象は子育てに係るサービス、商品に限定されるため、市内で使用できる事業所が限られると考えられること、クーポンの使用期限は6か月以内とされていること、額面を少額にすると1人当たりの発行枚数も多数に上ることなど、利便性が懸念されることなどを考慮したところであります。

次に、給付に向けた今後の手順についてであります。先行給付金につきましては、申請手続が不要な児童手当を受給している世帯に対し、子供1人当たり5万円を年内に支給することや受給を辞退する方及び振込先口座を解約等されている方は12月16日までに届出書の提出が必要である旨の文書を12月9日付で送付したところであります。この年

内給付を行う世帯に対し12月20日付で支給額の決定通知書を送付する予定としておりますが、この中で追加給付分も一括して現金で支給することとし、子供1人当たり10万円で支給決定していることを説明する文書を同封してまいります。また、申請が必要になる高校生児童の世帯及び公務員の世帯に対しましては年内に申請書を送付する予定とすることから、こちらにつきましても支給額は子供1人当たり10万円の金額となる旨の文書を同封し、申請を受け付ける予定であります。

次に、追加給付に当たっての事務的経費の有無についてであります。追加給付に係る事務といたしましては支給額が子供1人当たり5万円から10万円に変更になったことを説明する文書の作成を行います。文書に係る郵便料につきましては先行給付に係る事務で予定している支給決定通知書の発送に併せて行うため、新たには生じないなど、全体として先行給付に係る経費で対応することが可能となるものであります。

次に、一括支給に係る広報についてであります。年内一括支給の対象となる申請手続が不要な児童手当の受給世帯に対し、支給額の決定通知書に併せて説明文書を送付することから、直接お知らせする形で周知を図ってまいります。また、申請が必要になる高校生児童の世帯及び公務員の世帯に対しましては、現金の支給は来年になりますが、給付対象世帯に該当する場合10万円を一括で支給することについて、申請書及び説明文書を発送することで周知を図ってまいります。なお、本事業を現金一括方式で実施することにつきましては、市のホームページで周知を図る予定であります。

次に、年内の支給日についてであります。本日現在既に先行給付金の支給対象者は658世帯、児童数1,170人と確定しておりますので、振込金額を5万円から10万円に変更の上、会計処理し、12月24日に受給対象者の指定口座に振り込むものであります。

次に、財源につきまして国から確実に交付されるかという点でございますが、国からの通知では、補正予算の成立前や実施要領を示す前に自治体による給付が行われた場合には給付対象者や給付金額等が適切なものである限り、事後に地方自治体に補助金を交付するとされていることから、国庫補助金については確実に交付されるものと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 丁寧に私が言った3択ももう一回繰り返して言ってもらったので、ただ一括10万円を給付するという方法を選んだというところの過程なのですけれども、私は意外とクーポンというのは市内の地域経済にはいい働きをする可能性もあると実は思っていたのです。利用者というか、給付される側にとってみれば現金10万円というのが一番いいとは思いますが、国もなぜクーポンと考えたかといえ、多分貯金をされてしまう場合もあるかと、ここで5万円で地域経済を幾らかでも活性化するような方策を国は取られたと思うわけですが、その辺のところなのですけれども、今の部長のお話

だと市内で使用できる事業所が少ないというお話だったのですけれども、ここら辺のところ、今の部長の結構政策的な選択だと思うのですけれども、市長が部長の答弁に対して特別追加するような部分というのはあるのかないかなのですけれども、クーポン券が地域経済の活性化ということについては、9,000万円分ですから、かなり有効だったのではないかと思うものですから、そこを一括給付と考えたまさに政策的な選択だと思うので、それで臨時議会まで開かれていると思うものですから、もし市長からのお話があればお伺いをしたいと思います。

そして、対象者については今後支給決定通知書をもう一回送るということなので、そのときに10万円と書かれるということで、通知した側はそれで分かるということが今理解できたのですけれども、ただ振込の時期を聞いたら12月24日にはもう既に対象者の口座に振り込まれるという、これは相当早いですよ。つい最近のプレスを見ると、早くても26日とか27日、プレスにちょうど書かれていたのですけれども、すごく担当は頑張っているのだと思うのです。10万円で給付されるのであればクリスマス前、なかなかいいタイミングで砂川市は頑張っていると思うのですけれども、財源の関係では間違いないという話、総理大臣が話してのことですから、まだ補正予算が通っていないにしても当然その分というのは出てくだろうとは思っているのですけれども、市としては取りあえず振り込むのは振り込むわけですから、国からのお金というのはまだ補正予算も決まっていないので、市の財源としてはどんな形で処理というか、対応されていくのかをお伺いしたいと思います。

2回目としては以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 いただきましたご質疑に対しまして、もう少し私から事業所に関しての詳細等についてご答弁を申し上げたいと存じます。

今回の給付金につきましては、子育て支援に係るサービス商品ということに用途が原則的に限られるものでございます。この具体的などのようなものに消費するかという例示は国からは明確には出てはおりませんが、具体的に考えますと例えばベビーカー、玩具などの乳幼児の用品であったり、小中高校生であれば机などの学用品であったり、また部活動に使用する道具であったり、さらに学習支援サービスも今回対象になりますので、塾の費用であったりといったことが想定されるところでございます。これらについて考えますと、例えばおもちゃを買う、また部活動のためのスポーツ用品や楽器購入をしたいといったときに、現在市内で専門的に取り扱っている事業所はほぼないものと考えられるところでありますし、例えばお子さんが市外の塾に通っていたり通信教育のサービスを受けていられる、こういった方もいらっしゃるかと思いますが、それをクーポン券という限定をつけますと使用することが、もちろん市外の事業所にも門戸を広げるという手法もあり得るところではあります、そのような形になりますと逆に際限なく対象事業者が広がり、

結果的に時間を要し、また保護者の方にその結果をお伝えするのも時間を要し、迅速的な支給という形に持っていくことが難しいと考えられるところがございます。これらの状況を踏まえて、また現実的に大都市を含め現金一括支給を選択している地方自治体が圧倒的多数になっている。政府も当初は経済対策という枠組みの中で地域の景気支えの観点も含めてクーポンといったことを想定していたと思われませんが、現実的には地方自治体から地域の実情を踏まえた給付の体制というものについて強い声もあった中、政府答弁も変わってきているものかと考えているところがございます。

また、給付日については12月24日ということにつきましては、当初から先行給付分の5万円について12月24日に振り込ませていただきたいという内部事務を進めていまして、それが本日議決をいただきましたら5万円を10万円と変えるといった手順によりなし得るところでございますので、ぜひ議決を賜りたいと存じます。

また、財源につきましては、市の財源として後日補助金申請という形になりますので、現時点においては言わば立て替えるということにもなろうかと思いますが、国はこのことについて明言しておりますので、財源は確実に担保されるものと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 安田部長が丁寧に答えてくれたので、私から。

これは、政策判断というより、もともと制度設計的に子育て支援に経済対策を入れたのが本来私はすごく違和感を感じまして、大都市も含め、小都市も含め、店舗が多いところはとても対応できない。ないところは買物ができない。そこに入れたのが本来間違いで、できれば現金でできないかという話もしたのですけれども、そのときにはきちんとした理由書を上げると。その基準が明確でないものですから、クーポン券でいこうかと言っていたのですけれども、今度は政府内部の中で高市早苗政調会長が、こんなことをやったら地方の反乱が起きて大変なことになる。すぐ修正しなさいという議会での質問も出るぐらい、やはり無理筋があったのです。私も違和感を感じました。これでお母さんたちは喜ばれるだろうかと。そしてまた、実際に乳幼児の子育て世帯の方々と昔話したところに念のために電話をかけますと、みんなそろって現金と。今すぐ6か月以内と言われても、私たちがお金がかかるのは小学校から中学校、中学校から高校へ入るとき、高校から大学へ入るときにまとまった金が出ていくと。それは貯蓄ではなくて、そのために必要なものは取っておかないとならないのだと。そういう話もされています。私は、教育関連とか子育て支援についてはそういう金の流れだと理解しているので、もともとクーポンはなじまないと思っています。ですから、現金も可能というなら、すぐ現金で一括支給するように指示したところがございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長に答弁してもらってよかったです。そうでなかったら、安田部長が

議決のお願いまでされて、誰が市長になったのかと思っていたぐらいだったので、市長の今のご答弁でよく今回のことが分かったのですけれども、ただ1点だけなのですが、広報については、もう24日に現金が振り込まれるという状況であるので、そこに向けての広報というのは意味がないと言ってもいいぐらいだと思うし、間に合わないと思うのです。ホームページあたりでは載るかもしれないのですけれども、ただ紙媒体の広報でも、うちは何で10万円というのを選んだのかということを知らせるのも一つの砂川市の方向性を示すことでもあるし、また職員の努力で頑張って24日に、多分この辺では一番早く振り込まれるということなので、そこを書くよりは、例えば12月24日に対象者にはお配りしてありますとか、それを出すときには手続をお忘れの方はいませんかみたいなところから始まると思うのですけれども、せっかくだすから、3択の中で10万円を給付するというを選び、手続も事務作業も早くできたということは一般の市民の方々にもぜひ知ってもらいたいと思うので、紙媒体での広報でもお知らせしたほうがいいのではないかと考えているのですけれども、最後にその辺のところだけお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 紙媒体での広報といったご指摘でございます。即時性があるという形での広報といたしましては、ホームページということで想定してございます。その中で、この後申請をいただく方については申請書と併せて説明文をお送りするという事は1回目の答弁でも申し上げましたが、そういった方を対象とした広報については来年1月15日号で予定しておりますので、その中には現金一括でありますということについて言及させていただきたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで令和3年第6回砂川市議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月20日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員